

氏の変更届(日本人)

氏を変更するときに行う届です。なお、家庭裁判所での手続きを先に行う必要があります。

根拠法令	戸籍法第107条第1項
届出期間	届出をした日から法律上の効力が発生
届出地	氏を変更する者の本籍地または届出人の所在地
届出人	戸籍の筆頭者及びその配偶者
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・届書：氏の変更届記入例（日本人）は下記をご覧ください・氏変更許可の審判書謄本及び確定証明書・戸籍全部事項証明書：届出先に本籍がないとき・印鑑：届出人のもの
その他	「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください
関連の届出	入籍届
教示	氏の変更届の不受理処分がされたとき、戸籍法第121条により家庭裁判所に不服申立てができます。

氏の変更届(外国人との婚姻)

外国人と婚姻した日本人配偶者の氏を、その外国人の氏に変更するための届です。

根拠法令	戸籍法第107条第2項
届出期間	婚姻の日から6か月以内
届出地	<ul style="list-style-type: none">・氏を変更する者の本籍地または届出人の所在地・国外の場合は大使館、領事館
届出人	氏を変更する者（外国人と婚姻した人） ※自署した届書をお持ちになるのは、代理人でも可
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・届書：氏の変更届記入例（外国人との婚姻）は下記をご覧ください・戸籍全部事項証明書：届出先に本籍がないとき・印鑑：届出人のもの
その他	「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください

	・提出時期が経過した後に氏を変更する場合は、家庭裁判所の許可が必要です
関連の届出	
教示	氏の変更届の不受理処分がされたとき、戸籍法第121条により家庭裁判所に不服申立てができます。

氏の変更届 (外国人との離婚)

外国人と婚姻し氏を変更した人が婚姻を解消した場合に、変更前の氏に戻すための届です。

根拠法令	戸籍法第107条第3項
届出期間	離婚、配偶者の死亡または婚姻の取り消しの日から3か月以内
届出地	<ul style="list-style-type: none"> ・氏を変更する者の本籍地または届出人の所在地 ・国外の場合は大使館、領事館
届出人	<p>氏を変更する者（外国人配偶者と婚姻を解消した人）</p> <p>※自署した届書をお持ちになるのは、代理人でも可</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・届書：氏の変更届記入例（外国人との離婚）は下記をご覧ください ・戸籍全部事項証明書：届出先に本籍がないとき ・印鑑：届出人のもの
その他	<p>「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください</p> <p>・提出時期が経過した後に氏を変更する場合は、家庭裁判所の許可が必要です</p>
関連の届出	
教示	氏の変更届の不受理処分がされたとき、戸籍法第121条により家庭裁判所に不服申立てができます。

氏の変更届 (外国人父母の氏へ変更)

父または母が外国人で、その外国人である父または母の氏に変更するための届です。

根拠法令	戸籍法第107条第4項
届出期間	届出が受理された日から法律上の効力が発生

届 出 地	氏を変更する者の本籍地または届出人の所在地
届 出 人	氏を変更する者（15歳未満のときは法定代理人） ※自署した届書をお持ちになるのは、代理人でも可
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・届書：氏の変更届記入例(外国人父母の氏への氏の変更) は下記をご覧ください ・氏変更許可の審判の謄本及び確定証明書 ・戸籍全部事項証明書：届出先に本籍がないとき ・印 鑑：届出人のもの
そ の 他	「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください
関連の届出	
教 示	氏の変更届の不受理処分がされたとき、戸籍法第121条により家庭裁判所に不服申立てができます。

氏の変更届

(戸籍法107条1項の届)

平成23年12月25日届出

※届出日を記入してください

埼玉県春日部市長 殿

受理 第 号	平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日			
送付 第 号	平成 年 月 日	埼玉県春日部市長 印			
書類調査	戸籍記載	記載調査	附票	住民票	通知

本籍	埼玉県春日部市金崎 839 丁目 番地 1							
	(変更前の氏名)	(よみかた)	わかさ たろう					
筆頭者の氏名		我謝 太郎						
(よみかた) 氏	変更前	わかさ	変更後	わかさ				
		我謝		若佐				
許可の審判	平成23年12月10日確定							
おなじ戸籍にある人	(よみかた) 筆頭者	たろう (名) 太郎	(住所…住民登録をしているところ)	埼玉県春日部市中央 6 丁目 番地 2 番 号	(方書・マンション名)		(世帯主の氏名)	わかさ たろう 我謝 太郎
	配偶者	はなこ 花子		同上				同上
		いちろう 一郎		同上				同上
その他	次の人の父母欄の氏を更正してください 同じ戸籍にいる長男 一郎							
届出人 署名押印 (変更前の氏名) 生年月日	筆頭者	我謝 太郎 印			配偶者	我謝 花子 印		
		昭和40年3月2日				昭和43年10月10日		

記入の注意

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

※持参するもの 氏変更許可の審判書謄本と確定証明書・印鑑

※本籍地以外へ届出をする場合は、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)を添付してください。

連絡先	電話 048-736-1111
	☎ 自宅・携帯・勤務先・呼出

外国人との婚姻による氏の変更届

(戸籍法107条2項の届)

平成23年12月25日届出

※届出日を記入してください

埼玉県春日部市長 殿

受理 第	平成	年	月	日	号	発送	平成	年	月	日
送付 第	平成	年	月	日	号	埼玉県春日部市長 印				
書類調査	戸籍記載	記載調査	附	票	住民票	通知				

(よみかた) 氏を変更する 人の氏名	かすかべ (変更前) 氏 粕壁		はなこ 名 花子		大正・昭和・平成52年6月7日生
	埼玉県春日部市中央 6 (丁目) 2 (番地) 号 (方書・マンション名)				
住所 (住民登録をして いるところ)	世帯主 の氏名 粕壁 花子				
本籍	埼玉県春日部市金崎 839 (丁目) (番地) 1				
	筆頭者 の氏名 粕壁 花子				
(よみかた) 氏	変更前 粕壁		変更後 アダムス		
配偶者の氏名	氏 アダムス		名 ウェイン		
婚姻年月日	昭和・平成20年10月10日				
氏を変更した 後の本籍	(氏を変更する人の戸籍に他の人がある場合のみ書いてください) 埼玉県春日部市金崎 839 (丁目) (番地) 1				
その他	次の人の父母欄の氏を更正してください 同じ戸籍にいる長男 一郎				
届出人 署名押印 (変更前の氏名)	粕壁 花子 印				

記入上の注意

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本が必要ですから、あらかじめ用意してください。

※持参するもの 印鑑

連絡先	電話	048(736)1111
	(自宅) 携帯・勤務先・呼出	

外国人との離婚による氏の変更届

戸籍法107条3項の届

平成23年12月25日届出

※届出日を記入してください

埼玉県春日部市長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日						
送付 平成 年 月 日 第 号	埼玉県春日部市長 印						
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住 民 票	通 知		

(よみかた) 氏を変更する 人の氏名	氏 アダムス	はなこ 名 花子	大正・昭和・平成45年6月7日生
住 所 〔住民登録をして いるところ〕	埼玉県春日部市中央 6 (丁目) 2 (番地) 号 (方書・マンション名)		
	世帯主 の氏名 アダムス 花子		
本 籍	埼玉県春日部市金崎 839 (丁目) 1 (番地) 番		
	筆頭者 の氏名 アダムス 花子		
(よみかた) 氏	変更前 アダムス	変更後	かすかべ 粕壁
婚姻を解消 した配偶者	氏名 アダムス ウェイン		
婚姻解消の 原因	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 婚姻の取消し <input type="checkbox"/> 配偶者の死亡		
婚姻解消の 年月日	昭和・平成23年11月22日		
氏を変更した 後の本籍	(氏を変更する人の戸籍に他の人がある場合のみ書いてください) 埼玉県春日部市金崎 839 (丁目) 1 (番地) 番		
そ の 他	次の人の父母欄の氏を更正してください 同じ戸籍にいる長男 一郎、 長女 彩子		
届 出 人 署 名 押 印 (変更前の氏名)	アダムス 花子 印		

記入上の注意 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
この届書の本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本が必要ですから、あらかじめ用意してください。

※持参するもの 印鑑

連絡先	電話 048(736)1111 (自宅) 携帯・勤務先・呼出
-----	-----------------------------------

※この様式は平成24年4月1日からの様式です。

外国人父母の氏
への氏の変更届

(戸籍法107条4項の届)

平成23年12月25日届出

※届出日を記入してください

埼玉県春日部市長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日						
送付 平成 年 月 日 第 号	埼玉県春日部市長 印						
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住 民 票	通 知		

(よみかた) 氏を変更する 人の氏名	しょうわ じろう (変更前) 氏 名 庄和 二郎	大正・昭和・平成62年5月6日生
住 所 (住民登録をして いるところ)	埼玉県春日部市中央 6 丁目 2 番地 号 (方書・マンション名)	
本 籍	埼玉県春日部市金崎 839 丁目 番地 1 筆頭者 の氏名 庄和 京子	
(よみかた) 氏	変更前 庄和	変更後 ウィリアム
許可の審判	昭和・平成23年12月20日確定	
外国人である 父又は母の氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 氏 ウィリアム	名 ヘンリー
氏を変更した 後の本籍	埼玉県春日部市金崎 839 丁目 番地 1	
その他		
届出人 署名押印 (変更前の氏名)	庄和 二郎	印

届 出 人 (氏を変更する人が十五歳未満のときに書いてください。届出人となる未成年後見人が3人以上のときは、ここに書くことが できない未成年後見人について、その他欄又は別紙(様式任意。届出人全員の契印が必要)に書いてください。)		
資 格	親権者 (<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 養父) <input type="checkbox"/> 未成年後見人	親権者 (<input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 養母) <input type="checkbox"/> 未成年後見人
住 所	丁目 番地 番 号 (方書・マンション名)	丁目 番地 番 号 (方書・マンション名)
本 籍	丁目 番地 番 筆頭者 の氏名	丁目 番地 番 筆頭者 の氏名
署 名 押 印	印	印
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日

記入上の注意

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本が必要ですから、あらかじめ用意して
ください。

※持参するもの 印鑑
※審判書謄本及び確定証明書を添付してください。

連絡先	電話 048(736)1111 自宅・携帯・勤務先・呼出
-----	---------------------------------